

行政経営研究会設置要綱

（目的）

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（研究等の対象）

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

（所掌事務）

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

（研究会）

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県総務部次長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（部会）

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県総務部市町行財政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県総務部市町行財政課長をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、課題検討会の設置を希望した静岡県内市町または事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 総務部次長 静岡県 総務部 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 総合政策局長 浜松市 総務部長 沼津市 政策推進部長 熱海市 経営企画部次長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 企画部長 掛川市 経営企画部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画戦略部長 袋井市 企画部長 下田市 財務課長 裾野市 市長戦略部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 総務部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡州市長会町 村会総合事務局	事務局長